

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

ケアマネ SAPPORO

2015.6.1 発行

発行

一般社団法人
札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

〒001-0010
札幌市北区北10条西4丁目1
S Cビル2F

TEL 011-792-1811
FAX 011-792-5140

第94号

- P1~2. 「報酬改定から2カ月 ケアマネジメントの質を問う」 札幌市介護支援専門員連絡協議会 会長 由井 康博
- P3. 札幌市からのお知らせ 『特定事業所集中減算について/「介護予防・日常生活支援総合事業」について』
- P4. 知っ得(特別授業)「事例検討会に参加する心得 ①主催者側」 厚別区第2地域包括支援センター 石崎 剛
こんちには窓口(札幌市事業指導係)
- P5. コラム番外編「高齢者向け住宅の種類と集合住宅減算」 北海道高齢者向け住宅事業者協会事務局 立花 和浩
- P6. K P C 24 きらり★ポジティブケアマネジャー [ケアマネ奮闘記①~居宅介護支援事業所ら・せれな 相原 伸一]
- P7. ケアマネあるある！正座編 [ケアマネ奮闘記②~介護老人保健施設 札幌北翔館そとこと 佐々木 貴子]
- P8. 札幌市介護支援専門員連絡協議会平成27年度事業計画・予算



報酬改定から2カ月 ケアマネジメントの質を問う

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 会長 由井 康博

この度の介護報酬改定を皆さんはどのように捉えましたか？ 昨年末から4月の間にケアマネ連協各支部の定例会で介護報酬改定、介護保険制度見直し等についての研修会が多数開催され、出席されたケアマネジャーの皆さんも多くいらっしゃったかと思います。介護保険制度改定の歴史とその中のケアマネジャーに求められている役割について議論されてきた内容についても多く触れられていたかと思います。

以前より改定に関する介護給付費分科会等の資料等が公開される時期も比較的早くなってきたように感じますが、それらの資料等をケアマネジャーの皆さんはどれ位ご覧になっていたでしょうか。介護報酬改定に関する講義をされたある講師の方が話されていましたが、ご自分でいろいろ調べて勉強しているケアマネジャーの方とそうではなく、研修会の資料等をあてにして参加される方との格差が広がっているように感

じるとおっしゃっていました。この意味はご理解いただけるかと思いますが、非常に端的に表現されていると思います。日々30数件のご利用者を担当し、書類作成に追われ、場合によっては夜遅くまたは休みの日にも担当するご利用者宅に訪問されたりとケアマネジャーとして非常に多忙なことと思います。とてもインターネットから介護保険関連の情報を調べて探さず、大量の資料から必要と思われる情報を見つけだし、それを読み込み理解するのは決して容易なことではないことは無論承知です。4月から何がどう変わるのか、それを教えてくれればいと話している参加者の会話を耳にしたのですが、そう思う気持ちはわからないでもありません。ただ、少なくとも主任介護支援専門員を名乗っている方または居宅介護支援事業所の管理者をされている方は、今後も介護保険制度の動向、ケアマネジャーに関して議論されている内容には

ぜひ注目していただければと思います。

今回の改定の議論の中でもケアマネジャーの質、役割についての議論が多くありました。一例ですが、福祉用具貸与のみのプランについては、ケアマネジメント業務負担が軽減されていることを踏まえ基本報酬の評価を適正化（半分に引下げ）という議論があったのを皆さんはご存知でしょうか。第103回介護給付費分科会の資料で「福祉用具貸与はケアプランの約50%でケアプランに組み込まれている。ケアプラン全体のうち福祉用具貸与のみのケアプランが約3%作成されている。福祉用具貸与のみのケアプランのうち、要支援1～要介護2の利用者が約90%を占める」とあります。議論がされる中で日本介護支援専門員協会が福祉用具貸与のみのケアプランにかかるケアマネジメントの在り方をはじめとする要望書を提出し、結果、論点からは削除された経緯があります。実際にはケアマネジメントの一連の流れの結果、福祉用具貸与のみのなったというのは言うまでもないことなのですが、ケアマネジャーの業務に対して様々な視点から議論されていたことをご理解していただければと思います。

そのケアマネジメントの一連の流れの中で、最初に重要なのがアセスメントですが、最近の特にケアマネジャーの新任者向けの研修等ではこのアセスメントの重要性がより強調されています。アセスメントを情報収集と捉えているケアマネジャーが少なからずともいるのが現実のようです。多くのケアマネジャーの皆さんは明確な課題分析を行い、ケアプランに至る過程を明らかにしていることと思います。福祉用具貸与のみのケアプラン作成にあたっては同様なのは当たり前の

ことなのですが、皆さんが作成しているケアプランの中に福祉用具貸与のみのケアプランがあれば、振り返ってみることも必要かもしれません。

平成27年度の介護報酬改定の効果検証及び調査研究が始まります。今回の介護報酬改定の資料の中にもあったのですが、改定にあたっては効果検証及び調査が実施され、その結果からさまざまが分析が行われ、それらを基に改定に関する議論が行われているのです。4月には「平成27年度介護報酬改定を踏まえた今後の課題」が整理され、検討が必要な分野が提示されてます。「(1)横断的分野」として①介護サービスの質の評価、②ケアマネジメントの質的改善、③中重度高齢者・認知症高齢者への対応。「(2)居宅系」①機能訓練・リハビリテーション等の機能分類・評価体系の在り方。②地域の実情を踏まえた訪問系・通所系サービスにおける一体的・総合的な提供や評価の在り方。「(3)施設系」①介護保険施設等における医療提供の在り方。「(4)その他の事項」①経営実態、②介護職員の処遇改善 という内容です。また、効果検証の調査項目についても案がまとめられております。

ケアマネジメントの質については、今後も議論はされ続けていくことでしょう。一人一人のケアマネジャーの皆さんができることは何でしょうか。事業所の管理者の方、主任介護支援専門員の方がしなければいけないことは何でしょうか。介護報酬改定から2カ月が立つ今、考えてみる話し合ってみるのはいかがでしょうか。

【訂正のお知らせ】

前回のケアマネSAPPORO 9 3号（4月号）につきまして、一部訂正がございましたので、下記のとおり訂正いたします。

ケアマネSAPPORO 9 3号（4月号）3ページ 中段
 （誤） ・お泊まりデイサービス⇒
 （正） ・小規模通所介護⇒

札幌市からのお知らせ

特定事業所集中減算について

平成27年度介護報酬改定により、特定事業所集中減算の内容に変更がありました。

【主な変更点】

- ① 特定の事業所の割合が80%を超える場合に減算（旧：90%）
- ② 対象サービスの範囲について、限定を外す（旧：訪問介護、通所介護、福祉用具貸与）

【適用時期】

平成27年9月1日から適用されますので、平成27年9月1日から平成28年2月末までの実績を元に判断し、減算適用期間は、平成28年4月1日から平成28年9月末までとなります。

【その他留意事項】

① 算定手続き

すべての事業者は、算定に必要な事項が記載された書類（以下「審査シート」という。）を作成し、算定の結果80%（旧：90%）を超えた場合は、札幌市に審査シートを提出しなければなりません。

なお、80%（旧：90%）を超えない場合でも、各事業所において審査シートを2年間保存しなければなりませんので、ご注意ください。

② 「正当な理由」の提出

正当な理由がある場合には、札幌市に理由書を提出することで減算が適用されません。なお、期限までに理由書の提出がない場合は、例え正当な理由があったとしても、減算が適用されますので、ご注意ください。

※①及び②の参考様式については、後日、札幌市ホームページに掲載する予定です。

「介護予防・日常生活支援総合事業」について

1 概要

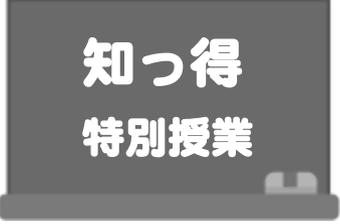
この度の介護保険法改正に伴い、これまで市町村が実施してきた「介護予防事業」は見直され、介護予防給付のうち、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて市町村が効果的かつ効率的に実施することができる「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）」に移行されることとなりました。なお、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」以外のサービスは、予防給付に残ります。

総合事業は「訪問型サービス」、「通所型サービス」、「生活支援サービス」からなる「介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての高齢者を対象に住民主体の居場所づくりを充実させていく「一般介護予防事業」で構成されます。

「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者は、要支援1・2の方であり、具体的には「要支援認定を受けている方」又は「要支援者に相当する方」としています。「要支援者に相当する方」をどのように判断するかについては、今後検討する予定です。

2 総合事業への移行時期

札幌市ではサービスの基準の作成やサービス単価・利用料の設定等の準備・移行に一定の期間を設け、平成29年4月から総合事業を開始します。なお、平成29年3月までは、要支援1・2の方のサービスは、現行どおりです。詳細が決まり次第、順次、HP等でお知らせいたします。

ケアマネのためのスキルアップ情報コーナー 

**知っ得
特別授業**

事例検討会の手法については、それぞれの専門職が学んできたソーシャルワーク等のベースがあり様々だと思います。厚別区の地域包括支援センターでは、日本福祉大学の田中千枝子先生や大阪市立大学の岩間伸之先生にご協力いただきながら事例検討会を実施してきました。お二人の先生からは、事例検討の場では理論（価値）と実践の繋がりを意識するように教えられてきました。本人の側に立つという価値と実践の擦合せをするという「場」として捉えたと理解しています。

実際の事例検討会では、事例提供者がまとめ、提示された事例を共有して論点を明確にするのですが、明確にする過程では、因果関係ではなく、全体をシステムとして捉え構造分析をするためにエコマップを活用しています。

事例検討の場面では、ホワイトボードを活用しエコマップやタイムラインを記入しています。可能であれば、ある程度の方向性を共有化出来るよう事前に事例提供者とともに作成する等の準備をお願いしています。もちろんその場で整理していくこともあります。

その上で検討会を進めていきます。事例検討会では、アセスメントが重要だと指摘をされますが、細分化した分析を意識します。それは、事例提供者が何を①「観察」し「把握」し、それをどう②「理解」し、それを基にどのように③「考察したか」について、一緒に理解を進めていくイメージです。論点が明らかになったところで、論点について検討し、

今号からは、3回シリーズで「事例検討会に参加する心得」をテーマに、①主催者側、②事例提供者の準備、③参加者のマナーの内容でお届けします。

「事例検討会に参加する心得 ①主催者側」

～厚別区第2地域包括支援センターの事例検討会について～

札幌市厚別区第2地域包括支援センター 石崎 剛

今後の援助方針や援助方法を明らかにしていくこととなりますので、最も重視するところです。ここを意識しない事例検討会は、例えば③の考察のみに焦点化し、違うでしょ？と批判的になったりしてしまうので、理論的に分析できるよう努力しています。

システムで捉えると、何かを変える介入ポイントが見えてきます。その何かが全体に影響しますので、専門職として「やった方が良い」と考えるならば、「やってみよう」という認識を共有化していくことを意識しています。お二人の先生の事例検討会の実際の場面を見ると、我々には無理だな、そんな力はないと感じましたし、また、事例検討会をしても即、解決にならないならば「役に立たない包括」と悩んだことも多かったですが、そうではなく、その小さな何かを見つければならぬと継続してきました。

地域包括支援センターでは、ミクロにとどまらない組織や地域といったメゾを含む重層的で持続的な地域包括ケアシステムを構築することを目指すこととなりますので、明らかになった課題について、その人だけの課題か、課題を抱えた人が他にもいるのか、それは地域の課題かについてもとらえていかなければなりません。今後は、個別地域ケア会議を活用し、多機関、多職種が参加しながらの方法も進めていかなければならないと考えています。


こんにちは！窓口

顔の見える関係をコンセプトにケアマネジャーと関わりの深い方々をご紹介します。今号からは、札幌市の事業指導係の方々をご紹介します。

札幌市介護保険課 事業指導担当課長 中田 稔 さん



この4月1日に事業指導担当課長に着任しました、中田です。現在新しい介護保険制度を勉強中の毎日です。この複雑な制度を理解しながら、日々のマネジメントをこなされているケアマネのみなさんに、心より敬意を表します。ケアマネのみなさんにおかれましては、日々の激務に向き合うためにも、休日等でリフレッシュを十分に図りながら健康管理をしていただけますと幸いです。

札幌市介護保険課 事業指導係長 宮本 広行 さん



皆さんこんにちは、4月から事業指導係長に配属になりました、宮本と申します。今年度、事業指導係の古川と共に、居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所を担当することとなりますので、嫌わずにお付き合いいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

コラム番外編 『 高齢者向け住宅の種類と集合住宅減算 』

一般社団法人北海道高齢者向け住宅事業者協会事務局 立花 和浩

1. 高齢者向け住宅の種類

ケアマネ業務をされている皆様には、「釈迦に説法」となりますが、本題に入る前に、「高齢者向け住宅」について簡単におさらいします。「高齢者向け住宅」は、「高齢者向け施設」と対となる概念です。介護保険制度が始まるまでは、フォーマルな介護サービスは「施設」でのみ提供されていたわけですが、2000年に創設された介護保険制度により「介護が届けられる」ようになりました。近年は、高齢者を集め、介護保険外のサービス（食事、見守り、生活相談など）の提供と外付けの介護保険サービスを組み合わせることで在宅期間の長期化を図ることが国の施策として推進されています。「地域包括ケアシステム」も施設に頼らずに在宅期間を延ばす試みの側面を持つと言えます。

現在、「介護」については外部サービスを利用し、高齢者を入居させる高齢者向け住宅の主な種類には以下の3つがあります。このほか、「養護老人ホーム」、「軽費老人ホーム（この類型は、「軽費老人ホームA型」、「軽費老人ホームB型」、「一般型ケアハウス」に細分されます）」、「高齢者向け優良賃貸住宅」、「シルバーハウジング」なども存在しますが、いずれもその数は多くはなく、今後もそれほど増えないと思われます。

①住宅型有料老人ホーム

- ・入居時に健康な高齢者を対象にし、食事等のサービスがついたホーム。入居後に介護が必要になった場合も外部の介護サービスを利用しながら入居し続けられる。
- *「介護付き有料老人ホーム」は、介護サービスがホーム職員から提供され（特定施設入居者生活介護）、施設の類型に区分される。また、「健康型有料老人ホーム」もある。

②サービス付き高齢者向け住宅

- ・2011年に制度化された最新の類型で、一定の施設基準を備え、最低2つのサービス（安否確認と生活相談）を行えば任意に登録できる。建設費補助などあるため、毎年その数が著しく増加中で、様々な業態からの参入も多い。有料老人ホームの類型に該当してもこちらに登録すれば有料老人ホームの届け出は不要。逆に言えば、有料老人ホームの類型の一つであるから、問題が発生した際には有料老人ホームの規定の適用を受ける。

③シニア向け賃貸住宅、高齢者下宿等（いわゆる未届け有料老人ホーム）

- ・「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」に合致しないため、あるいは意図的に有料老人ホームの届け出をしていない（できない）高齢者向けの住宅・下宿。過去、行政が「高齢者以外も入居している場合は有料老人ホームにあたらない」としていた時期もあり、札幌においてその数は、300（届け出がないわけで実数は誰もわからないが）を超えていると推測される。従って札幌において数だけで言えば前述したどの類型より「主流」と言える。

2. 集合住宅減算

この4月1日付けの平成27年度介護報酬改定において、集合住宅減算について見直しがなされました。改定と同時に厚生労働省より自治体宛てに「平成27年度介護報酬改定のQ&A(平成27年4月1日)」が送付され、「未届けでも有料老人ホームの実態があれば集合住宅の減算対象になる」と明記されています。そこでケアマネとしては、利用者の入居先がシニア向け賃貸住宅や高齢者下宿等の場合、減算対象の有料老人ホームか否かが大問題になります。

同時期、厚生労働省では3月末のパブリックコメントを経て「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」の改正（適用は7月1日）を発表しました。改正により、指針に適合していても有料老人ホームの届け出が必要としています。しかしながら、根本的には届け出ですから、住宅側が届け出をおこなうのか、また実際に届け出を受ける自治体の体制もあり、該当するそれぞれの住宅が有料老人ホームとなるかを外部から判断できるようになるには時間を要すると思われます。

4月中旬、筆者は弊会会長と札幌市の介護保険課を訪問した機会に、この点について施設整備係長にお聞きしました。担当係長のお答えは「個別に有料老人ホームか否かは当方で個別に判断するので、問い合わせいただきたい」とのことでした。

なお、弊会では6月20日(土)14時より、佐藤水産文化ホール（中央区北4条西3丁目）に厚生労働省でサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームを担当する高齢者支援課の橋口真依課長補佐をお招きし、「高齢者向け住まいの現状と今後の展望」と題し、事業者・市民セミナー（要事前申し込み、有料）を開催します。今回の「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」の改正を中心に講演いただく予定です。（ホームページ：<http://www.koujukyo.com/>）

ケアマネ奮闘記 ①

社会福祉法人札幌山の手リハビリセンター 居宅介護支援事業所ら・せれな 相原 伸一

私はデイサービスに1年、介護老人保健施設の認知症専門棟に5年介護福祉士として勤務し、昨年5月より居宅の介護支援専門員として勤務し始めました。施設に入所されていたご利用者様やご家族様から「出来る事なら住み慣れた自宅ですっと生活したい、させてあげたい」という切実な思いを聞いた事がありました。認知症や様々な病気、障がいを抱えている方を自宅で介護していくのは本当に大変な事だと、私自身も通所、入所の介護職員として働く中で実感しました。そして、そのような思いを持った方々が少しでも長く、ご自宅で穏やかな環境や関係性で生活していけるよう微力ながらもお手伝いできればと思います、居宅の介護支援専門員として働く事を決意しました。

しかし現実には厳しく、知識も技術も追いつかず、日々力不足を痛感しています。職場の上司や同僚、各事業所、医療機関、専門職等、様々な方々に助言を頂きながら、何とかご利用者様、ご家族様にご迷惑をおかけしないよう努力しています。今後は相談面接、アセスメント等の技術、制度等の知識、利用者様やご家族が抱えている困りごとや課題を察知する洞察力、様々な角度から全体を見る視野の広さ等、経験や学びの中で少しずつ習得し、ご利用者様やご家族様に信頼して頂けるような介護支援専門員になれる様努めていきます。その為には私一人の力ではとても足りません。この記事をご覧になられた皆様にも助けて頂きながら、少しずつでも目標に近づいていきたいと思っておりますので、もしお会いする機会がありましたら、ご指導、ご助言宜しくお願い致します！！



ケアマネ奮闘記 ②

医療法人北翔会 介護老人保健施設 札幌北翔館そとこと 佐々木 貴子

私は高校生の時、地元の特養で働くその当時の「生活指導員」に憧れ、この福祉の業界で働きたいという夢を抱きました。その夢を叶えるべく介護職からスタート！ 1番利用者様と近い場所で関わらせて頂き、垣間見る「笑顔」や「感謝の言葉」に、自分を必要としてくれる人がいるのだと実感し、大変ではありましたが毎日が充実した日々でした。

その後、憧れの「生活指導員」になるべく『そとこと』で、支援相談員兼施設ケアマネとして、新しい道に踏み出してから早7年が過ぎました。勤務した当初は、利用者様とふれる機会がぐっと減り、私に舞い込んでくる話は「困った」「何とかしてほしい」「どうしたら良いのか？」という難しい話ばかり……。ひよっこの私に、そんな皆様のお力添えが本当に出来るのかと自問自答の日々で、この仕事に楽しさを見いだせずにご過ごしていた事を思い出します。

しかし、この職種で仕事をさせて頂いた事で、私の世界観は確実に広がりました。地域の施設や事業所の皆様との関わり。居宅のケアマネチャー様との関わり。行政との関わり。たくさんのご利用者様やご家族様との関わり。本当にたくさんの方々との出会いの中で、大きく成長させて頂き、そして支えて頂いているように感じ、この仕事の楽しさや、やりがいを見いだせる事ができるようになりました。

もちろん、今でもたくさんのお悩みがあり、落ち込む事もありますが、そんな時は自分のまわりを見渡してみると、一緒に働く相談員や仲間が支えてくれている事に気づかされます。若かりし頃に夢を抱いた、憧れの人に少しでも近づけるよう、これからもたくさんの方々の皆様との出会いを大切に、自分自身を磨いていきたいと思っております。

ケ ア マ ネ あ る あ る

正座編

訪問先で居間に通されてソファを勧められても、本人・家族が床に座る場合ってあるよねえ～。そうすると床に正座するよねえ～。面接時間が長くなると足の感覚が徐々になくなって、自分の足が自分の足でなくなり、話に集中しなくなり、立てなくなるよねえ～。どうしています～？



①私は、つま先を立てながら座る。いつでも立ち上げられるように準備しています。

少し、落ち着かなく見られるかもしれないけど、効果あるかもね。

②私は膝と膝との間に握りこぶし台の隙間を明けて座ると効果があります。

眉間に唾をつけるまじないよりは効果ありか！？

③私は足の親指を重ねなおします。

今度調整してみよう！

④私はモジモジして相手に足を崩しなさいと言ってもらう事を狙う。

→おトイレと間違えられそう・・・。

⑤私は膝が悪いのでマイチェア持参して相手に理解を得ています。正座はできません。

→良い方法かもしれませんね。

⑥私は座布団をもらうと、丸太のように丸めて、その上に馬乗りのように座ります。
これで長時間OK。

→最初はびっくりされるかもね。

⑦私は最初に断って、あぐらをかいています（男性）。 妥当です

⑧私は最初に断って足を崩しています（女性）。 妥当です

⑨私は何とかして上手にソファへ移動しています。

→移動するまでに立ち上げられたらいいですが・・・。

⑩私は自分を鍛えるために正座は崩しません。

→自分に厳しい！お坊さんよりすごいかも。



<医学的にしびれとは>

正座は足の血管を圧迫し、血液の流れが悪くなります。これにより、末梢神経が酸素不足になり、さらに皮膚に近い末梢神経は体の重みによって直接圧迫を受けます。

この状態が続いていると知覚を伝える末梢神経の機能が低下し、そこに異常電流が流れ始めます。この電流こそがしびれの原因です。

つまり、ジーン、ビリビリは脚の末梢神経が異常を知らせる生体の防御反応といえます。この状態が続くと「運動を命じる神経」も機能低下し、しびれ、痛みを伝える末梢神経が機能を停止して無感覚の状態になってしまいます。

正座しびれ防止方法

正座の時にしびれを起こしたくなかったら、脚の二ヶ所に体重がかからないようにすることが肝心です。座りながら時々脚を動かす。例えば、両足の親指を重ねて時々上下を入れ替えるなど、人知れずにできる運動でしびれが起りにくくなります。

他・少し重心を前にする・かかとを開いて座る・足の親指を少し重ねる・ひざ頭を少し開ける
・前後左右に体の重心を移動させる・座布団を使う

しびれた時にしびれを直す

・片方の足に体重をかける・左右の足の親指の上下を入れ替える・足を片方ずつお尻の横に出す
・座礼をする時に重心を前にする・ツボを刺激する・両足のつま先を立ててその上にお尻を乗せる

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 平成27年度 事業計画

基本方針

市民の市民による市民のための介護文化の創造を目指し、次の4項目を活動指針とする。

1 市民に見える事業展開を図る

介護支援専門員は、どのような役割を持ち、どのようなことをするのか、市民の理解がまだまだ足りない状況にある。

利用者による選択と決定を前提とした介護保険には、成熟した市民社会の構築とそれを支える介護支援専門員の具体的な事業展開が求められる。

そのため、公益的の事業を増やし、市民への働きかけを促進する。

2 専門性の追求を図る

介護支援専門員の存在価値はその専門性にある。そのため、基礎から専門まで一貫した研修体制を確立することを目指す。また、介護支援専門員自らがケアマネジメントなどに関する調査研究を行うことで専門性を追求し、札幌市という風土に合ったケアマネジメントの確立を図る。

3 介護支援専門員間の共通基盤を探り、これを構築する

多職種を受験資格とした介護支援専門員の土俵は「地域」といえる。地域を意識した区支部単位の積極的な活動が求められる。そのため、区支部活動の一層の活発化を図る。

4 一般社団法人としての円滑な活動の推進を図る

公益的の事業を担う責任ある団体として独立した活動を推進するため、規定や事務局の基盤整備、委員会等の機能強化を図ることで、円滑な法人運営の定着を目指す。

【自主事業】

1 全体研修会の開催

会員を対象にケアマネ業務に役立つ研修を実施する。
平成27年5月28日(木)札幌市社会福祉総合センター4F大研修室
テーマ「介護保険法改正／報酬改定の解釈と注意点」
講師 行政書士 佐久間 仁 氏

2 ケアマネ受験対策講座の開催

介護支援専門員資格取得を支援するために開催する。
前期 平成27年7月25日(土)札幌市社会福祉総合センター4F大研修室
後期 平成27年9月12日(土)、9月13日(日) 同上

3 市民のための介護保険・ケアマネフォーラムの開催

市民の方々に介護支援専門員の役割を理解してもらうことを目的に開催する。〔26年度同様に札幌市介護保険サービス事業所連協との共催〕
平成27年10月14日(水)札幌市社会福祉総合センター4F大研修室
テーマ「仮」看取りについて」
講師 特別養護老人ホーム・芦花ホーム 医師 石飛 幸三 氏

4 ケアマネ資質向上研修の開催

ケアマネの資質向上に向けてテーマ別に研修会を開催する。
7月、9月、11月、1月、3月を予定

5 施設ケアマネ向け事業の実施

施設ケアマネに向けての情報交換会・研修等を開催する。

6 会員交流会の開催

会員間の相互理解を深め、より一層の連携強化を図ることを目的に開催する。

事業計画

【会務の運営】

- 1 定時総会の開催
- 2 理事会の開催(年6回程度)
- 3 正副会長会議の開催(必要の都度)
- 4 各種委員会の開催(必要の都度)
- 5 懇親会の開催

北海道、札幌市、医師会、北海道ケアマネ協会、MSW協会等との懇談会を開催し、情報の共有化を図る。

【広報活動】

- 1 ケアマネSAPPOROの発行(年6回)
- 2 ホームページの運営
会の紹介、研修案内、札幌市の情報提供、求人広告等の掲載
- 3 会員募集の拡大

【区支部活動】

- (1) 支部定例研修会の開催(各区年4回以上)
- (2) 役員会の開催(必要の都度)

【委託事業】

- 1 札幌市ケアマネジメント能力向上研修の開催
介護支援専門員のケアマネジメント技術の向上を図り、ケアプラン及び介護保険サービスの質を確保することを目的に開催する。
(1) 全体研修の開催
平成27年8月26日(水)札幌コンベンションセンター
(2) 各区研修の開催
上半期(4月～10月)各区1回、下半期(11月～3月)各区1回
- 2 札幌市介護支援専門員指導者研修の開催
主任ケアマネ、包括支援センター及び区保健支援係を対象として、地域のケアマネジャーをスーパーバイズできるような知識・技術習得を目的に開催する。
- 3 札幌市予防給付ケアマネジメント研修の開催
利用者の自立支援に資する予防ケアプランの立案に関わる知識・技術の習得を目的に開催する。
- 4 札幌市介護支援専門員新任研修の開催
新任者を対象として、ケアマネとしての基本姿勢や基本的実務の習得を目的に開催する。平成28年3月予定

ケアマネSAPPORO 94号 (2015年6月1日発行)

発行元：一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会
編集：一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 広報委員会
広報委員長：原田 哲也
広報委員：由井 康博 南 靖子 鈴木 晴美 長崎 亮一
和田 賢太 菅原 正枝 佐賀 正人 藤川 宏子

E-mail：kouhou@sapporo-cmrenkyo.jp ホームページ：http://sapporo-cmrenkyo.jp/
(札幌ケアマネで検索可)

【その他】

- 1 関係団体との連携・共催
- 2 アンケートの実施
- 3 外部委員会、講演会等への会員の派遣
- 4 会員の研究・調査等に対する支援・協力

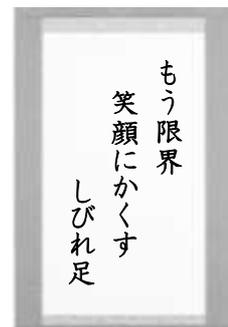
一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 H27予算・H26決算

【事業活動収入】

項目	H27予算額	H26決算額	備考
入会金収入	230,000	234,000	入会金
会費収入	5,480,000	5,480,000	年会費
事業収入	2,120,000	2,836,160	研修事業参加費
補助金等収入	5,724,000	5,724,000	研修事業補助金
雑収入	461,700	556,089	広告手数料等
事業活動収入計	14,015,700	14,830,249	

【事業活動支出】

項目	H27予算額	H26決算額	備考
事業費支出	11,644,622	12,549,193	事業活動に伴う費用
管理費支出	1,955,020	1,820,860	法人運営に伴う費用
事業活動支出計	13,599,642	14,370,053	
事業活動収支差額	416,058	460,196	
投資活動収入計	0	0	
投資活動支出計	0	0	
投資活動収支差額	0	0	
財務活動収入計	0	0	
財務活動支出計	0	0	
財務活動収支差額	0	0	
当期収支差額	416,058	460,196	
前期繰越収支差額	5,758,100	5,297,904	
次期繰越収支差額	6,174,158	5,758,100	



編集後記 川柳